

窓からキラキラと輝く海を眺めながらリモートワーク

照会 商工観光課 ☎0537⑧1135

コワーキングスペース「umikazebase」が4月6日、観光物産会館「なぶら館」にオープンしました。ワーケーションやリモートワークの作業空間として利用することができます。無料期間中にぜひご利用ください。

- ▶ 利用時間 火曜日を除く平日9時～17時
- ▶ 無料開放期間 6月30日(木)まで
- ▶ 利用可能設備
机、椅子、電源、Wi-Fi、スマートロック、ロッカー、共有キッチンスペース
- ▶ 施設概要
ワークスペース16席 集中ゾーン6席
ミーティングスペース8席・2席
交流ゾーン8席
- ▶ 詳細 umikazebase ホームページからご確認ください。

ご利用は事前予約制となります。
お申し込みは二次元コードから▶



上：ワークスペース
右下：集中ゾーン
左下：ミーティングスペース①



成年年齢引き下げ 若者を狙った消費者トラブルにご注意を！

照会 御前崎市消費生活センター ☎0537⑧1135

「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月に成立し、本年4月1日に施行されました。これにより民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

成年に達すると、保護者の同意なしに契約などができることから、若者の消費者トラブル増加が懸念されています。これまでは未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、原則として契約を取り消すことができましたが、令和4年4月1日に18歳、19歳に達している人は未成年者取消権の対象外となるためです。

自由に契約ができる反面、自分自身で責任を負うことになるので、契約は慎重に行う必要があります。また、知識や社会経験の少ない若者が悪質な業者から儲け話を持ち掛けられ、内容を理解しないまま高額な契約を迫られたケースも少なくありません。

消費者トラブルを未然に防止するため、契約する前によく考え、家族や信頼できる友人に相談することが大事です。

困ったときは消費生活センターにご相談ください。

